

平成31年 第4回

北見市第一農業委員会総会議事録

日 時	平成31年4月25日(木)
場 所	第一農業委員会会議室
	午前10時00分 開会
	午前10時50分 閉会

1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号
- 第 4 議案第2号
- 第 5 議案第3号
- 第 6 議案第4号
- 第 7 報告第1号

2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 7 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

3 平成31年第4回北見市第一農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	前澤 一幸 君	○	
2	高橋 秀幸 君	○	
3	吉田 和子 君	○	
4	渡邊 幸夫 君	○	
5	畑中 利男 君	○	
6	福田 保志 君	○	
7	中村 圭一 君	○	
8	萩原 和裕 君	○	
9	入倉 孝徳 君	○	
10	安斉 誠一 君	○	
11	芝山ひとみ 君	○	
12	岡田 貢 君	○	
13	大林 実 君	○	

	氏名	出席	欠席
14	(欠番)		
15	馬場 正寛 君	○	
16	竹下 雅英 君	○	
17	杉山 茂樹 君	○	
18	竹中 秀樹 君	○	
19	黒須 倫子 君	○	
20	米森 裕之 君	○	
21	岡部 浩 君	○	
22	國田 恭一 君	○	
23	鎌口 幹雄 君	○	

出席 22 名
 欠席 0 名
 欠員 1 名

(2) 事務局出席

事務局 長	武 田 嘉 憲 君
事務局 次長	宮 部 秀 明 君
農地 課 長	市 山 恵 一 君
総務 係 長	清 水 拓 君
農地 係 長	谷 地 洋 光 君

(3) 議 長 鎌口 幹雄 君
 署名委員 2番 高橋 秀幸 委員
 署名委員 4番 渡邊 幸夫 委員

事務局長
(武田 嘉憲君)

本日は、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。
それでは、平成31年第4回北見市第一農業委員会総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

～～会長挨拶～～

事務局長
(武田 嘉憲君)

それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。
会長、よろしくお願いいたします。

議長
(鎌口 幹雄君)

これより、平成31年第4回北見市第一農業委員会総会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。事務局より『諸般の報告』をお願いいたします。

事務局次長
(宮部 秀明君)

ご報告を申し上げます。
ただいまの出席委員数は、22名全員の出席であります。
次に、本日の総会議案をお手元に配付いたしてございます。
以上であります。

議長
(鎌口 幹雄君)

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。
本日の議事録署名委員は、2番 高橋委員、4番 渡邊委員の両名を指名いたします。
次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。
おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日限りと決定いたします。
次に、日程第3、『議案第1号 農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の1ページでございます。
議案第1号 「農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて」 ご説明いたします。
農地利用最適化推進委員につきまして、農業委員会等に関する法律第17条第1項第2号に規定する政令で定める基準である同法施行規則第7条第1項各号のいずれにも該当するため、委嘱しないことについて適否の決定を求めるものであります。
政令に定める基準につきましては、農地の利用効率化及び高度化が相当程度図られている市町村であり、区域内の農地の遊休農地率が1%以下かつ、区域内の農地利用面積の集積率が70%以上であることとされております。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第4、『議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の2ページから4ページでございます。
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回の申請は、賃借権が3件です。
案件番号2番、3番においては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、案件番号1番においては、福祉事業を行うことを目的として設立された法人であり、その事業に供するため権利を取得するものでありますことから、農地法施行令第2条第1項第1号ハの不許可の例外に該当するため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
なお、許可に係る地目及び面積は、4ページの欄外に記載のとおり、「畑」が36筆で、合計面積は248,328.88㎡であります。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

10番
(安斉 誠一君)

番号1番、権利の種類は賃借権です。土地の所在は、小泉●●●「畑」、面積は799㎡。貸主は、●●●さん。借主は、●●●です。申請事由は、貸主は、福祉農園事業に寄与するため、農地を貸し付ける。借主は、障がい者就労支援のための福祉農園事業を実施するため、農地を借り受けるというものです。
番号2番、権利の種類は賃借権です。土地の所在は、上二頃●●●「畑」、外「畑」29筆、合計面積は195,029.88㎡。貸主は、●●●さん。借主は、同住所●●●です。申請事由は、自ら経営する法人に農地を貸し付けるというものです。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第3班よりお願いいたします。

1番
(前澤 一幸君)

番号3番、権利の種類は賃借権です。土地の所在は、若松●●●「畑」、外「畑」4筆、合計面積は52,500㎡。貸主は●●●さん。借主は、●●●です。申請事由は、貸主は、農業経営の規模縮小を図るため、農地を貸し付ける。借主は、農業経営の規模拡大を図るため、農地を借り受けるというものです。

以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただ今上程されております議案に対する質疑に入りますが、2番の案件については、●●●委員が除斥の対象となりますので、まず、2番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本案は、2番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。

よって本案は、2番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは次に、2番の案件に対する質疑には入りますので、●●●委員は一時退席願います。

(●●●委員、退席)

議長
(鎌口 幹雄君)

それでは、2番の案件に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(●●●委員、着席)

議長
(鎌口 幹雄君)

次に、日程第5、『議案第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の5ページから9ページでございます。

議案第3号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」 ご説明いたします。

今回の通知は、合意解約による通知が9件です。農地法第18条第1項第2号の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。

なお、通知に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が30筆で、合計面積は190,096.69㎡であります。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

10番
(安斉 誠一君)

番号1番についてご説明いたします。
番号1番、所在・地番については、上仁頃●●● 「畑」、外「畑」6筆、合計面積は92,421㎡です。賃貸人は、●●●さん。賃借人は、●●●さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、平成31年3月27日。引渡しの時期は、平成31年3月27日です。その他契約の内容等は記載のとおりです。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第2班よりお願いいたします。

6番
(福田 保志君)

番号2番についてご説明いたします。
番号2番、所在・地番については、豊田●●● 「畑」、外「畑」1筆、合計面積は7,301㎡です。賃貸人は、●●●さん。賃借人は、●●●さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、平成31年3月1日。引渡しの時期は、平成31年3月1日です。その他契約の内容等は記載のとおりです。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第3班よりお願いいたします。

1番
(前澤 一幸君)

番号3番から9番についてご説明いたします。
番号3番、所在・地番については、開成●●● 「畑」、面積は7,000㎡です。賃貸人は、●●●さん。賃借人は、●●●さん(法定持分2分の1)、●●●さん(法定持分2分の1)です。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、平成31年3月15日。引渡しの時期は、平成31年3月15日です。その他契約の内容等は記載のとおりです。

番号4番、所在・地番については、開成●●● 「畑」、外「畑」1筆、合計面積は13,716㎡です。賃貸人は、●●●さん。賃借人は、●●●さん(法定持分2分の1)、●●●さん(法定持分2分の1)です。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、平成31年3月15日。引渡しの時期は、平成31年3月15日です。その他契約の内容等は記載のとおりです。

番号5番、所在・地番については、開成●●● 「畑」、外「畑」4筆、合計面積は7,858㎡です。賃貸人は、●●●さん。賃借人は、●●●(法定持分2分の1)、●●●さん(法定持分2分の1)です。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、平成31年3月15日。引渡しの時期は、平成31年3月15日です。その他契約の内容等は記載のとおりです。

番号6番、所在・地番については、開成●●● 「畑」、外「畑」5筆、合計面積は19,899.69㎡です。賃貸人は、●●●さん。賃借人は、●●●さん(法定持分2分の1)、●●●さん(法定持分2分の1)です。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、平成31年3月15日。引渡しの時期は、平成31年3月15日です。その他契約の内容等は記載のとおりです。

番号7番、所在・地番については、開成●●● 「畑」、外「畑」1筆、合

計面積は17,010㎡です。賃貸人は●●●さん。賃借人は、●●●(法定持分2分の1)、●●●さん(法定持分2分の1)です。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、平成31年3月15日。引渡しの時期は、平成31年3月15日です。その他契約の内容等は記載のとおりです。

番号8番、所在・地番については、開成●●●「畑」、外「畑」2筆、合計面積は10,674㎡です。賃貸人は、●●●さん。賃借人は、●●●さん(法定持分2分の1)、●●●さん(法定持分2分の1)です。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、平成31年3月15日。引渡しの時期は、平成31年3月15日です。その他契約の内容等は記載のとおりです。

番号9番、所在・地番については、開成●●●「畑」、外「畑」1筆、合計面積は14,217㎡です。賃貸人は、●●●さん。賃借人は、●●●さん(法定持分2分の1)、●●●さん(法定持分2分の1)です。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、平成31年3月15日。引渡しの時期は、平成31年3月15日です。その他契約の内容等は記載のとおりです。

以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただ今上程されております議案に対する質疑に入りますが、1番の案件については、●●●委員が除外の対象となりますので、まず、1番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、1番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、1番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
それでは次に、1番の案件に対する質疑には入りますので、●●●委員は一時退席願います。

(●●●委員、退席)

議長
(鎌口 幹雄君)

それでは、1番の案件に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長

異議なしと認めます。

(鎌口 幹雄君)

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(● ● ●委員、着席)

議 長
(鎌口 幹雄君)

次に、日程第6、『議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の10ページから16ページでございます。

議案第4号 「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

今回、北見市長より付議された案件は、賃借権が27件、使用貸借による権利が2件、所有権売買が2件の合計31件であり、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、集積計画に係る地目及び面積は、16ページ欄外に記載のとおり「田」が21筆、「畑」が82筆で、合計面積は913,921.53㎡であります。

以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

10番
(安齊 誠一君)

番号1番から7番についてご説明いたします。

番号1番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は200,000円、10aあたり5,500円です。

番号2番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は184,000円、10aあたり8,000円です。

番号3番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は213,105円、10aあたり5,000円です。

番号4番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は67,200円、10aあたり5,000円です。

番号5番、権利は使用貸借による権利です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりです。

番号6番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は210,000円、10aあたり5,000円です。

番号7番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は69,000円、10aあたり3,100円です。

以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第2班よりお願いいたします。

8番
(萩原 和裕君)

番号8番から17番についてご説明いたします。

番号8番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利

の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 110,000 円、10 a あたり 7,800 円です。

番号 9 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 160,000 円、10 a あたり 3,100 円です。

番号 10 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 630,000 円、10 a あたり 8,800 円です。

番号 11 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 178,300 円、10 a あたり 1,900 円です。

番号 12 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 200,000 円、10 a あたり 7,200 円です。

番号 13 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 83,000 円、10 a あたり 9,000 円です。

番号 14 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん（持分 3 分の 1）、●●●さん（持分 3 分の 1）、●●●さん（持分 3 分の 1）。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 80,000 円、10 a あたり 7,700 円です。

番号 15 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 27,500 円、10 a あたり 4,700 円です。

番号 16 番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は 850,000 円、10 a あたり 116,500 円です。

番号 17 番、権利は使用貸借による権利です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりです。

以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第 3 班よりお願いいたします。

17 番
(杉山 茂樹君)

番号 18 番から 31 番についてご説明いたします。

番号 18 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん（法定持分 2 分の 1）、●●●さん（法定持分 2 分の 1）。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 312,000 円、10 a あたり 2,800 円です。

番号 19 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●（法定持分 2 分の 1）、●●●さん（法定持分 2 分の 1）。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 261,200 円、10 a あたり 3,500 円です。

番号 20 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 45,000 円、10 a あたり 3,300 円です。

番号 21 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 40,000 円、10 a あたり 5,100 円です。

番号22番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は42,000円、10aあたり4,000円です。

番号23番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は35,000円、10aあたり3,600円です。

番号24番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は38,000円、10aあたり3,700円です。

番号25番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は4,000,000円、10aあたり279,300円です。

番号26番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん（法定持分2分の1）、●●●さん（法定持分2分の1）。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は100,000円、10aあたり8,100円です。

番号27番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん（法定持分12分の2）、●●●さん、●●●さん（法定持分12分の2）、●●●さん（法定持分12分の2）、●●●さん（法定持分12分の1）、●●●さん（法定持分12分の1）、●●●さん（法定持分12分の1）、●●●さん（法定持分12分の1）。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は500,000円、10aあたり11,500円です。

番号28番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は328,000円、10aあたり12,200円です。

番号29番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は131,500円、10aあたり4,900円です。

番号30番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は90,000円、10aあたり5,700円です。

番号31番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は42,000円、10aあたり7,100円です。

以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただ今上程されております議案に対する質疑に入りますが、8番の案件については、●●●委員が、13番の案件については、●●●委員が、17番の案件については、●●●委員が、20番から23番の案件については、●●●委員が、25番の案件については、●●●委員が、26番の案件については、●●●委員が除斥の対象となりますので、まず、8番、13番、17番、20番から23番、25番、26番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長

なければ、これにて質疑を終結いたします。

(鎌口 幹雄君) おはかりいたします。本案は、8番、13番、17番、20番から23番、25番、26番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長 異議なしと認めます。
(鎌口 幹雄君) よって本案は、8番、13番、17番、20番から23番、25番、26番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
それでは次に、8番の案件に対する質疑にはいりますので、●●●委員は一時退席願います。

(●●●委員、退席)

議 長 それでは、8番の案件に対する質疑に入ります。
(鎌口 幹雄君) どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長 なければ、これにて質疑を終結いたします。
(鎌口 幹雄君) おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長 異議なしと認めます。
(鎌口 幹雄君) よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(●●●委員、着席)

議 長 それでは次に、13番の案件に対する質疑にはいりますので、●●●委員
(鎌口 幹雄君) は一時退席願います。

(●●●委員、退席)

議 長 それでは、13番の案件に対する質疑に入ります。
(鎌口 幹雄君) どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長 なければ、これにて質疑を終結いたします。
(鎌口 幹雄君) おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長 異議なしと認めます。
(鎌口 幹雄君) よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(● ● ●委員、着席)

議長
(鎌口 幹雄君)

それでは次に、17番の案件に対する質疑にはいりますので、● ● ●委員は一時退席願います。

(● ● ●委員、退席)

議長
(鎌口 幹雄君)

それでは、17番の案件に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(● ● ●委員、着席)

議長
(鎌口 幹雄君)

それでは次に、20番から23番の案件に対する質疑にはいりますので、● ● ●委員は一時退席願います。

(● ● ●委員、退席)

議長
(鎌口 幹雄君)

それでは、20番から23番の案件に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

(● ● ●委員、着席)

議長
(鎌口 幹雄君)

それでは次に、25番の案件に対する質疑にはいりますので、● ● ●委員は一時退席願います。

(● ● ●委員、退席)

議長
(鎌口 幹雄君)

それでは、25番の案件に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(● ● ●委員、着席)

議長
(鎌口 幹雄君)

それでは次に、26番の案件に対する質疑にはいりますので、● ● ●委員
は一時退席願います。

(● ● ●委員、退席)

議長
(鎌口 幹雄君)

それでは、26番の案件に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(● ● ●委員、着席)

議長
(鎌口 幹雄君)

次に、日程第7、『報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の17ページでございます。
報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」 ご説明いたします。

届出件数は、所有権(相続)が2件であります。

番号1番、所在及び地番は、仁頃町● ● ● 「畑」、面積は13,560㎡であります。被相続人は、● ● ●さん。相続人は、同居所● ● ●さんです。届出日は平成31年4月9日、受理通知日は平成31年4月11日です。

番号2番、所在及び地番は、北上● ● ● 「畑」、面積は5,921㎡であり

ます。被相続人は●●●さん。相続人は、●●●さんです。届出日は平成31年4月10日、受理通知日は平成31年4月12日です。

なお、届けに係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「畑」2筆で、合計面積は19,481㎡であります。

また、これらの案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処理をいたしました。

以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。

議 長
(鎌口 幹雄君)

以上で本総会に付された案件は、すべて終了いたしました。

それではこれにて、平成31年第4回北見市第一農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

平成31年4月25日

議 長 鎌 口 幹 雄

署名委員 高 橋 秀 幸

署名委員 渡 邊 幸 夫